

横浜市磯子区精神障害者生活支援センター 平成 20 年度事業計画案

磯子区生活支援センターは地域精神保健福祉の入り口として、その不可欠な機能として、次の3つの機能が求められています。これらを踏まえて、多角的な視点を持ち、事業を実施します。

- ① 生活相談（日常生活に関する問題・課題を解決する支援）
- ② 生活支援（生活への直接的サポート）
- ③ 地域連携・地域交流（地域のネットワーク構築）

1 実施事業

(1) 精神障害者が地域で安心できる生活を保障するため以下の事業を行います。

ア 面接相談及びセンター内での生活場面面接（非構造面接）を合わせて年間 3,000 件以上行います。

イ 訪問・同行を行います。

(ア) 来所困難な相談者へは訪問を実施し、積極的に相談を行います。

(イ) 当財団運営のメリットを活かし、横浜市総合保健医療センター訪問看護ステーションのサテライト機能を担います。

ウ 電話相談を実施します。

年間 10,000 件（1日平均 30 件）以上の利用を目指します。

エ 障害者自立支援法上の相談支援事業者の指定を受けたことにより、マネージメント手法を利用しながら相談を受け、横浜市における一次相談支援機関として機能します。

オ いつでも利用できる居場所を保障します。

(ア) 利用者が気軽にセンター内で過ごせるよう館内を提供します。

(イ) 年間 10,500 人（1日平均 30 人）以上の利用を目指します。

(ウ) 館内で過ごす利用者からの生活場面での相談に積極的に応じます。

カ 精神科・内科の専門医相談日を開設します。

(ア) 精神科 月 3 回 1 日 3 件

(イ) 内科 月 1 回 1 日 3 件

キ 入浴サービスを実施します。

年間 700 名（1日平均 2 名）の利用を目指します。

ケ 夕食サービスを実施します。

(ア) 値段は 300 円から 500 円の範囲で設定します。

(イ) 1 日平均 15 食以上の利用を目指します。

コ ランドリー利用サービス

年間 350 件（1日平均 1 件）の利用を目指します。

サ 昼食サービス等

(ア) 月 1 回「昼食会プログラム」を実施します。

- (イ) 昼食サービスの実施について、検討します。
- (2) 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施
 - ア 当財団運営のメリットを活かし、横浜市総合保健医療センター生活訓練施設と連携し、精神科病院入院者の退院促進を支援します。
 - イ 当財団運営のメリットを活かし、横浜市精神障害者就労支援センターの分室機能を設置します。
 - 平成 19 年度に続き、横浜市精神障害者就労支援センターと連携し、就労相談のみならず、就労者のジョブコーチ、就労後のフォローを実施します。
 - ウ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援を行います。
 - 利用者ミーティングなどを通して、精神障害者の自主的活動の実現を支援します。

2 地域における協働・連携の推進

地域連携の 5 つの基本方針

- ①日常的で具体的な連携、②顔の見える連携、③相互にメリットを共有できる連携、④新たな支援サービスを生み出す連携、⑤協働を前提とする連携

に沿って、地域との協働・連携を図ります。

- (1) 区役所、区社会福祉協議会などとの共催で当事者・家族・市民向けに、精神障害者に対する理解を深めるための啓発講座を開催します。
- (2) 地域作業所などと協働して、プログラムを計画・実施します。
- (3) 地域に貢献し、地域機関への支援機能を高めるため、知的・身体を対象とした地域自立支援協議会（地域生活支援会議）などに参加し、連携を行います。
- (4) ボランティアの育成や啓発活動を積極的に行うとともに、その活動・交流を支援します。
 - 当センターでは調理や訪問、話し相手などの具体的な場面で、積極的にボランティアを導入します。
- (5) 地域で開催される様々な行事などに、利用者と積極的に参加し、地域との交流に努めます。

3 利用者に対する事故対策、緊急対策などの安全管理

事故の発生を未然に防ぐため、日ごろからの安全管理意識を高めるとともに、想定される事故に対しては、整備されている安全管理マニュアルに基づき、対応します。また、屏風ヶ浦地域ケアプラザと共同で防災訓練を実施します。

4 個人情報管理の取組

個人情報の保護とリスクマネジメントの徹底により、利用者に信頼と安心を提供します。当財団においては、「財団の保有する個人情報の保護に関する規定」を制定し、個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、個人の権利・利益を保護するために、個人情報漏洩事故防止マニュアルを作成し、職員に対して研修を行っており、磯子区生活支援センターもこれに沿って実施します。

5 人材育成・資質向上に努めます。

職員は常に精神障害者の置かれている現状に問題意識を持ち、資質の向上に努めます。日々の職員ミーティングや月1回の職員全体会議において個別支援の検討を行います。

また、精神保健福祉士などの実習生を受け入れ、育成します。

6 利用拡大のための広報計画

(1) 毎月「磯子区生活支援センターだよりを発行し」市内の関係機関（医療機関・作業所・グループホーム・民生委員など）に配布します。

(2) 区内のみならず近隣の関係機関にも足を運び、利用の広報に努めます。

7 その他

精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援として、磯子区家族会などとの交流を行い、家族の抱える課題や不安を受け止め、適切な情報提供を行います。

平成20年度
横浜市精神障害者生活支援センター指定管理料予算見積書

施設名：横浜市磯子区精神障害者生活支援センター
運営法人：財団法人横浜市総合保健医療財団

【支出見込】

科目	金額	内訳・説明等
人件費	37,970,000	
職員給与	29,357,000	所長： 3,990,000 常勤職員： 17,801,000 非常勤職員： 7,566,000
賃金	4,745,000	アルバイト(調理)・臨時職員(無休化対応)： 3,737,000 嘱託医： 1,008,000
共済費	3,868,000	法定福利費： 3,658,000 労務厚生費： 210,000
施設管理費	6,000,000	
光熱水費	2,900,000	電気： 1,320,000 ガス： 1,100,000 水道： 480,000
庁舎管理・委託料	3,100,000	公共建築物点検： 250,000 定期清掃・日常清掃 各種保守点検
運営費	2,530,000	
旅費	90,000	一般旅費
一般物品	1,275,000	事務用消耗品費： 900,000 訓練材料費： 375,000
印刷製本費	45,000	
修繕費	90,000	小修理
役務費	315,000	郵券代： 80,000 電話代： 216,000 火災保険料： 19,000
借料損費	170,000	
備品費	135,000	
施設賠償保険	180,000	
雑費	230,000	各種会費： 30,000 研修参加費： 20,000 講師謝金ほか 180,000
総計	46,500,000	